

行政常任委員会

令和 3 年 4 月 6 日（火）

午前 10 時 08 分開 会

○南委員長　それでは、ただいまより行政常任委員会を開催させていただきます。

先ほど付託をされました水産農林課所管の議案第 30 号、尾鷲市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についての説明を求めます。

○芝山水産農林課長　それでは、議案第 30 号、尾鷲市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意についてにつきまして、資料に基づきまして課長補佐から説明をさせていただきますのでよろしくお願いたします。資料を通知いたします。

○湯浅水産農林課長補佐兼係長　それでは、議案について御説明させていただきます。

資料 1 なんですけれども、尾鷲市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例において、尾鷲市農業委員会の定数が 8 名となっておりますが、法律上、定数のうち過半数を認定農業者が占めるようにしなければならないとされています。しかし、尾鷲市のように人口が少ないところにおいては、要件を満たすことが困難になることも考慮されるため、特例措置というものが設けられております。

特例措置の内容といたしましては、農業委員の定数 8 名のうち認定農業者が過半数未満 4 分の 1 以上の場合、市議会の同意、また、4 分の 1 未満は農林水産大臣の承認が必要となっていきます。

今回、尾鷲市では、農業委員の予定者 8 名のうち認定農業者が 1 名、認定農業者に準ずる者、後ほど説明させていただきますけれども、が 1 名であったため、特例措置の農業委員定数のうち認定農業者等が過半数未満 4 分の 1 以上の場合が適用ということになり、市議会の同意が必要となってまいります。

2 番の農業委員の任命関係時系列なんですけれども、令和 3 年 2 月 1 日から 3 月 1 日まで農業委員の公募をホームページ上、また、掲示板等でさせていただきました。応募結果につきましては、一般の応募が 7 名で、団体推薦、これは尾鷲市開拓農業組合からの推薦ですけれども、団体推薦が 1 名、計 8 名ということになります。

それで、本日、農業委員予定者 8 名の任命議案及び過半数要件議案を上程させていただきました。

任期といたしましては、今任期中の方が令和 3 年 6 月 1 5 日で終了し、令和 3 年 6 月 1 6 日から新たな今回上程させていただくメンバーでの任期が開始されるということになります。

資料 3 をちょっと御覧いただきたいんですけども、ちょっと横の資料になるんですけども、こちらの農業委員の認定過半要件の例外という部分なんですけれども、下の括弧の部分の 1、2、3 とあるんですけど、尾鷲市が該当してくるのは 1 の B ということになります。委員の少なくとも 4 分の 1 を認定農業者及び準ずる者として市町村議会の同意を得ること、この部分になります。

準ずる者というのはどういう方が当たるのかというと、A の括弧の中になるんですけども、認定農業者の O B、それから認定農業者の農業に従事、経営参画する親族、それから認定新規就農者、集落営農組織の役員、国、地方の計画に位置づけられた農業者、指導農業者、基本構想水準到達者というものが認定農業者に準ずる者ということで扱えます。

資料 2 にちょっと戻ってほしいんですけども、これが今回農業委員の予定者一覧、これ、議案番号順に並べさせていただいておりますけれども、まず認定農業者に当たるのが 3 2 番の船津貫一さん、それから、認定農業者に準ずる者ということで 3 1 番の庄司和稔さん、この方々 2 名が対象になってきます。要件をこれで尾鷲市の場合は満たしているということになります。

以上でございます。

○南委員長 説明は以上でございます。

ただいまの説明について御質疑のある方、御発言をお願いいたします。

よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○南委員長 質疑がないようですので、付託された議案 3 0 号の審査を終了いたします。

その他のほうで副市長のほうからコロナワクチンに関する報告がありますので、よろしくをお願いいたします。

○下村副市長 尾鷲市における新型コロナウイルスワクチンの接種計画について御説明させていただきます。

現段階、現状での日程でございますが、尾鷲市の 6 5 歳以上のワクチン接種者に

つきましては、5月上旬からクラスター対策として高齢者施設等への入所者及び従業員から開始させていただきます。また、尾鷲小学校体育館ほか4会場において実施する一般高齢者については、5月下旬から開始予定であります。

接種案内等については、4月中旬に発送させていただくものですが、日程についてはまだ確定ができていないということで、日程確定されました場合は議員の皆様にはタブレットのほうでおのこの通知させていただくものでございます。5月上旬、早ければ5月6日からということを用意しておるそうですが、確定には至っていないということであります。

次に、今週4月10日土曜日に、尾鷲小学校体育館においてシミュレーションを実施させていただきます。時間は13時30分から15時30分を予定しており、医療従事者、市民、受付、誘導等を配置し、受付から接種、健康観察、帰宅までの流れを確認させていただき、評価及び課題抽出を図るというものでございまして、参加者といたしましては、紀北医師会、紀北薬剤師会、尾鷲消防署、尾鷲総合病院、市民モデルでは、尾鷲市老人クラブ連合会、尾鷲市婦人の会連絡協議会、尾鷲市区長会、尾鷲市食生活改善推進員の職員も含め80名程度でシミュレーションを実施したいというふうに考えております。

以上で報告は終わらせていただきます。

- 南委員長　　ただいまの報告案件についても、特に何かお聞きしたいことがあれば。
- 村田議長　　この予防対策については、5月の上旬と言われておりますけれども、一体、尾鷲市の中で対象者に対するワクチンの数というものはどのぐらいか把握しておられますか。
- 下村副市長　　ワクチンの入荷状況がまだちょっと定かでないということで、先ほど言いましたように5月6日を予定しておるのですが、5月に入れば順次ワクチンの入荷が可能と、国のほうにおきましても、週に1度の入荷であったものが、隔日、1日置きの入荷になってくるというふうなことを今朝のニュースでも言われていましたので、5月に入ればワクチンのほうの入荷が整うものと思われま。
- 村田議長　　その時期になればそれはそれでいろいろ考えられるんでしょうけれども、今朝のニュースでもやっておりましたけれども、やっぱり入荷に対して受けようとする対象者が多いものですから、受付をどのようにしてするのかということが大きな問題となっていましたね。抽せんとかということで不公平じゃないとか、それから僅か10分足らずでもう完全に締め切られておるといような状況が尾鷲

市でも時としては考えられるのかな。そういった対応というのは今から考えられていくのですか。

○下村副市長 4月中旬には接種案内を送らせていただきまして、その中から受付を実施していくと。何月何日に、今ですと木曜日のお昼から、土曜日のお昼から、日曜日に至っては全日というような形でさせていただきますので、地区別で案内をして受け付けていくとか、巡回バスも走らすということを聞いておりますので、その辺がまとめ次第、また御報告させていただきたいと思っております。

○南委員長 他に。

○濱中委員 医療従事者、総合病院もですけれども、医師会の関係の診療所や病院とかというのは、想定どおりの日程で進んでいるのか、今把握できていることがあればお願いします。

○下村副市長 総合病院のほうについてはもうワクチン接種は完了したということで、紀北医師会の先生方についてはまだ実施されていないということで、この期間で順次、医師会の方々のワクチン接種を実施していくというふうに聞いております。

○南委員長 他にございませんか。

○小川委員 最近聞かれたことなんですが、自宅で介護されている方で動けない方というのはどういうふうなのかと聞かれたんですけど、ちょっと分からないものですから、その点はどうなんでしょうか、その人たちは。

○南委員長 僕の聞いた話では、担当、主治医の方が直接ワクチン接種するんじゃないかなというような話を聞いております。定かじゃない話ですけどね。

それと、1点、副市長、総合病院は2回目接種もほぼ、先週ですか、終わったということなんですけれども、やはり副作用が1回目よりか2回目のほうが若干微熱の出る方も多いということで、やはりそういった御相談があると思うんですよね、副作用の。そういった意味で相談窓口の方にはもう懇切丁寧にそういった副作用の件についても知らせていただくようお願いいたしたいと思います。

よろしいですか。

○奥田委員 今ちょっと副作用という話も委員長からありましたけど、ちなみに総合病院の医療従事者の方々の接種率ってどのぐらいですか。

○南委員長 また後に報告させていただいて、ほぼ受けておると思うんですけどね。

○下村副市長 356人該当がおるんですが、320人分しかワクチンが最初来なかったということで320人が接種したというふうなことは聞いております。

○南委員長　　現在ね。

それでは、これで執行部の方、退席をお願いいたします。

それでは、付託案件の採決を行いたいと思いますのでよろしくをお願いいたします。

議案第30号、尾鷲市農業委員会委員の任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意について、賛成の委員の挙手を求めます。

(挙 手 全 員)

○南委員長　　挙手全員であります。挙手全員、よって同意するものと決しました。

以上で終了いたします。御苦労さんでした。

(午前10時23分 閉会)